明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	J	K	L	M	N
	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同
	毎会計年度一億四千万円。	毎会計年度九億八千万円。	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円（平成二十八年度までに文献調査を最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度において、期間Lの交付金の交付額を減じた金額（期間Lと重複する会計年度においては、期間Mの交付金の交付額を減じた金額）だし、期間Mの交付金の交付額を合計した金額（期間Lと重複している場合、期間Lのものとして交付される金額を除く。）が七十億円（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円）を超えないものとする。	毎会計年度八千万円。

	J	K	L	M	N
	廃棄施設（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設に関する事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第二条第二項第三号に規定する余裕深度処分の対象となる特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第一項に規定する最終処分及び同条第二項に規定する最終処分を行う施設（以下「第二種特定廃棄物埋設施設」という。）をいう。）	第二種特定廃棄物埋設施設（第二種特定廃棄物埋設に関する事業に関する規則第二条第二項に規定する第二種特定廃棄物埋設施設をいう。以下同じ。）、特定放射性廃棄物の最終処分施設（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第一項に規定する最終処分施設をいう。以下同じ。）、深地層研究施設（整備法施行令第三条第一項第一号及び第三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）又は第二種特定廃棄物埋設施設（整備法施行令第三条第一項第三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の設置の許可（第二種特定廃棄物埋設施設にあつては、第二種特定廃棄物埋設に関する事業に関する規則第二条第二項第三号に規定する余裕深度処分の対象となる特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二条第一項に規定する最終処分及び同条第二項に規定する最終処分を行う施設の設置の許可）を受けた者（以下「許可届出使用者」という。）が、第二種特定廃棄物埋設施設、特定放射性廃棄物の最終処分施設、深地層研究施設又は第二種特定廃棄物埋設施設（以下「第二種特定廃棄物埋設施設等」という。）の設置のために行う次に掲げる調査（地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。）を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該発電事業者が環境影響評価を開始した日（電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。）第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。ただし、評価法第三条の三第一項に規定する計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成した場合にあつては、同法第三条の四第一項の規定により配慮書を経済産業大臣に送付した日をいう。）の属する会計年度までの期間（ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する環境影響評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間）	第三条第十四号に掲げる施設（以下同じ。）以下同じ。）	項第一号及び第六号から第十一号まで）

（備考）

一　Aは、発電事業者が立地可能性調査（地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。）を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該発電事業者が環境影響評価を開始した日（電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。）第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。ただし、評価法第三条の三第一項に規定する計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成した場合にあつては、同法第三条の四第一項の規定により配慮書を経済産業大臣に送付した日をいう。）の属する会計年度までの期間（ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する環境影響評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間）

二　Bは、Aの終期の翌年度から十年間

三　Cは、Bの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

四　Dは、Aの終期の翌年度から五年間

五　Eは、Dの終期の翌年度から発電用施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

六　Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日（過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあっては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日）の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

七　Gは、Fの終期の翌年度から二年間

八　Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

九　Iは、Hの終期の翌年度から二年間

十　Jは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

十一　Kは、Jの終期の翌年度から二年間

十二　Lは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六条第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十三　Mは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八条第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十四　Nは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを行った日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間